

# 合併後初の 鹿屋市議会を開催



## 在任特例とは

合併後2年を超えない範囲で旧市町の議員がそのまま新市の議員として在任することができるという合併特例法に定められた制度です。

合併後初の定例会となる3月議会では、新市長の施政方針、新市の予算、条例等の重要な審議を行うための合併の協議・議決に直接携わった旧市町の議員の参加が必要であると判断したことから、新「鹿屋市」では今年4月までの4か月間の在任特例を適用しました。

市役所本庁舎7階大会議室で開催された臨時会



初代鹿屋市議会議長となった西園孝行議員



開会にあたりあいさつを述べる有留市長職務執行者

1月12日、市役所本庁舎7階大会議室で、新「鹿屋市」誕生後初の鹿屋市議会臨時会が開催されました。

現在の鹿屋市議会議員数は、在任特例の適用に伴い県内最多の76人となっています。

臨時会では、正副議長の選挙が行われ、議長に西園孝行氏（旧鹿屋市議会議長）、副議長に東桂木満州男氏（旧吾平町議会議長）が選出されました。

また、各種常任委員会委員の選任や新市誕生に伴う平成17年度一般会計暫定予算等の専決処分15件の承認などが行われたほか、市議会会議規則など議員提出議案4件が原案可決されました。

なお、市議會議員選挙は、旧市町を区域とする選挙区を設けて4月に行われる予定です。

※在任特例期間中の議会は、市役所本庁舎7階大会議室で開催されます。ぜひ、傍聴にお越しください。

## 【問い合わせ】

市議会事務局

☎0994-31-1143